

広島県告示第九百四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号。以下「法」という。第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定によって、次のとおり告示する。

令和四年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 申請の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

申請者の氏名又は名称（法人にあっては、代表者の氏名を含む。）	光陽建設株式会社 代表取締役 稲葉 明則
申請者の住所又は主たる事務所の所在地	広島県東広島市黒瀬町津江一八四五番地

二 申請年月日

令和四年十二月一日

三 申請の内容

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島県東広島市黒瀬町津江二一八六五―二番地

2 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他産業廃棄物の焼却施設

3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類及び感染性産業廃棄物

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の場所、期間及び時間

当該申請に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

1 縦覧場所

広島県西部東厚生環境事務所環境管理課、呉市環境部環境政策課、呉市市民部郷原市民センター、東広島市生活環境部環境先進都市推進課、東広島市黒瀬支所地域振興課及び熊野町住民生活部生活環境課

2 縦覧期間

令和四年十二月十二日から令和五年一月十二日まで

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定によって、次の

とおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

〒七三九―〇〇一四 広島県東広島市西条昭和町一三番一〇号 広島県西部東厚生環境事務所環境管理課

2 意見書の提出期間

令和四年十二月十二日から令和五年一月二十六日まで

3 意見書に記載すべき事項

- (一) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の対象となる申請の概要（前記一、二及び三に掲げる事項を記載すること。）
- (三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容
- (四) 生活環境の保全上の見地からの意見